

にいがた食の安全・安心基本計画改定案への県民意見と県の対応一覧

資料1

- 1 県民意見の募集期間
令和4年1月26日(水)から2月23日(水)
- 2 県民意見の提出状況
5人5件
- 3 提出意見の反映状況
 - I 反映したもの 0件
 - II 一部反映したもの 0件
 - III 既に記述済のもの 3件
 - IV 今後の検討課題とするもの 1件
 - V その他記述を変更しなかったもの 1件

No.	県民意見	県の対応	反映状況
1	<p>HACCPの普及推進について、メディアを活用した情報発信をして欲しい。</p> <p>食品衛生協会及び事業者としても「HACCPの考え方を取り入れた衛生管理実施設店」のプレートを店頭に掲示する事業に取り組んでいるが知名度不足は否めない。</p>	<p>消費者に対し、様々な情報媒体を活用しながらHACCPに沿った衛生管理の取組状況について情報発信を推進していきたいと考えています。</p> <p>(重点取組として、HACCPに沿った衛生管理の普及を図るとともに、消費者の安心につながるよう取組状況をわかりやすく発信していく旨を3ページに記述済)</p>	III
2	<p>18ページ施策6「危機管理体制の整備」に次のとおり追記する。</p> <p>7 食品関連事業者による食の備えの推進</p> <p>自然災害や感染症等の発生に備え営業用の食材や物資等の備蓄を推進するとともに食品衛生協会等の団体や行政との連絡体制作りを支援します。</p> <p>関係者に期待される役割</p> <p><食品関連事業者></p> <p>* 自然災害時や感染症発生時に備え、長期保存が可能な食材及び物資等を可能な限りでの備蓄に努めます。</p> <p><消費者></p> <p>* 日ごろから予期せぬ災害に備えられるよう各自にあった食品や物資を備蓄するよう心がけます。</p>	<p>本計画が対象とする危機管理体制とは、食中毒等の食品による危機事案発生時における調査及び被害拡大防止措置を行うための体制であるため、記述はしません。</p> <p>なお、災害発生時に備えた食品の備蓄については、本計画ではなく、「新潟県地域防災計画」において、県、市町村、県民、企業等の役割を定めています。また、「第3次新潟県食育推進計画」においても災害時に対応できる食料品を備蓄している県民の割合を増加させることを目標としています。</p>	V

No.	県民意見	県の対応	反映状況
3	<p>32ページ用語解説「にいがた食の安全・安心サポーター」の活動内容として、「住民からのきのこ鑑別相談への対応、きのこ鑑別講習会の講師」の記載はこのままで良いと思いますが、現在コロナ禍で行われていない年1回のきのこ講習会は継続して欲しい。</p>	<p>きのこ講習会の継続的な実施に向けて、講習会の実施主体となっている各地区の食品衛生協会等と連携・協力していきたいと考えています。（サポーター活動ときのこ鑑別講習会については、32ページに記述済）</p>	III
4	<p>見える安全・知る安心の達成度を増すために以下のことに取り組んでいただきたい。</p> <p>①講習会や広報の機会を多くし、多数の目にとまるようにする。</p> <p>②リーダー的な役割を果たす人材を養成する。</p> <p>③GAPの登録に負担が軽くすむよう配慮する。</p> <p>④講習会や養成講座などはオンラインでも参加できるようにする。</p>	<p>①食品関連事業者や消費者を対象として、食中毒予防や食品表示制度など食の安全・安心に関する様々なテーマで講習会を行います。また、インターネット、マスメディア、食品販売店の店頭掲示板等を活用して食の安全・安心に関する広報に取り組みます。（20～22ページの施策7に記述済）</p> <p>②食品営業者の自主的な衛生管理の推進に取り組む公益社団法人新潟県食品衛生協会による人材育成事業を支援します。</p> <p>また、農薬に関する高度な知識と農薬使用者に対する指導力を有する農薬販売者や防除業者等の人材を農薬管理指導士として確保・育成します。（28ページの施策10に記述済）</p> <p>③GAPの導入意欲のある経営体に対し、その導入や改善等の取組をサポートするほか、個々の農家の負担軽減を図るため、団体認証を推進します。（GAPの普及推進は8～9ページの施策1に記述済）</p> <p>④オンライン参加の導入について、検討していきます。（情報発信や相互理解の取組でインターネットを活用する旨は20～23ページの施策7及び24ページの施策8で記述済）</p>	III

No.	県民意見	県の対応	反映状況
5	<p>原案のままで良いと思うが、概要版4ページのにいがた食の安全・安心サポーターの設置について、きのこや食品衛生について言及している一方で、山菜の食・毒の鑑別については触れなくて良いか。</p>	<p>にいがた食の安全・安心サポーターについては、きのこの食・毒鑑別ができる人材や食品衛生に関する高度な知識を有する人材として、設置要綱で定める要件に当てはまる人材を委嘱しているところですが、山菜の食・毒鑑別ができる人材について要件に追加できるかどうかを含めて今後検討していきます。</p>	IV